

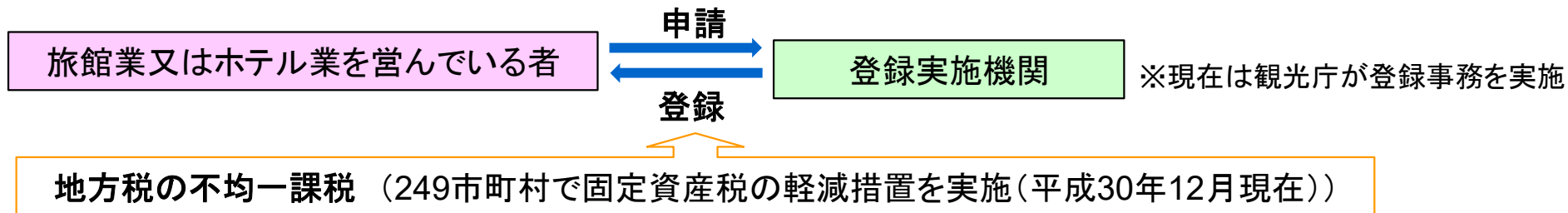
デジタル臨時行政調査会作業部会（第5回） 観光庁説明資料

令和4年3月15日
観光庁

国際観光ホテル整備法の概要

- 国際観光ホテル整備法は、外国人旅行者に対する接遇を充実し、国際観光振興に寄与することを目的として制定。
- 一定の基準に適合した宿泊施設に対する登録制度を設け、税制面等での優遇措置を適用するものとなっており、一定の基準への適合を一律に義務化するものではない。

スキーム



登録基準・義務

ハード面（施設等）

ホテルの主な基準

- ・基準客室数・・・15室以上
- ・基準客室数が総客室の半数以上
- ・一定水準以上のロビー、食堂面積
- ・外客に対応した館内表示（館内案内・客室・避難経路等）



旅館の主な基準

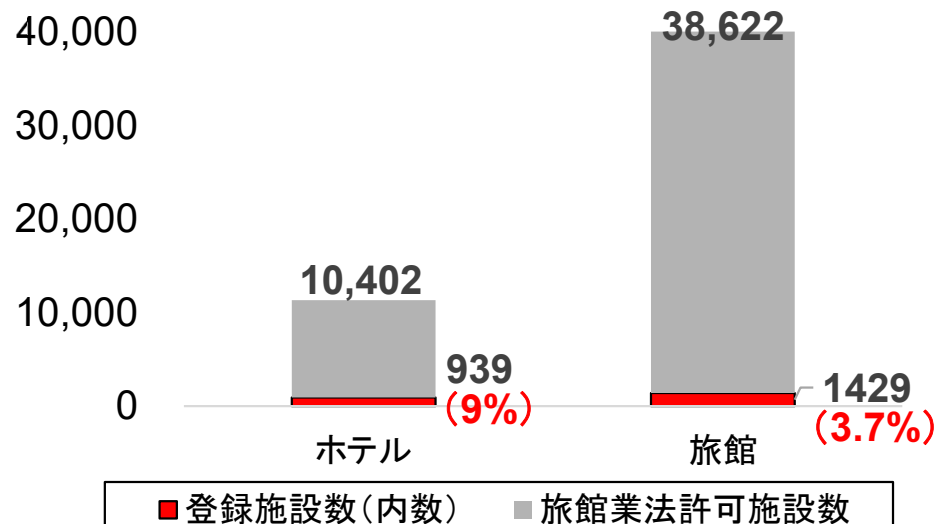
- ・基準客室数・・・10室以上
- ・基準客室数が総客室の1/3以上
- ・浴室・トイレ付の客室が2室以上
- ・共用浴室（全基準客室に浴室がある場合を除く）
- ・外客に対応した館内表示（館内案内・客室・避難経路等）



ソフト面（接遇等）

- ・外客接遇主任者の選任
〔選任の要件〕
・3年以上の接客業務の経験
・接遇上必要な外国語会話能力
- ・料金及び宿泊約款の届出・公示
- ・利便増進のための努力義務
- クレジットカード利用環境の整備
- インターネット設備の整備
- 外国語パンフレット等による観光情報の提供
- 高齢者、障害者等が客室の利用を容易にするための設備の整備等

登録施設数



※旅館業法許可施設数は平成30年末時点の数値
※登録施設数は令和元年5月末時点の数

1. 規制の趣旨・目的

- 国際観光ホテル整備法は、ホテルその他の外客宿泊施設について登録制度を実施するとともに、これらの施設の整備を図り、あわせて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を講ずることにより、外客に対する接遇を充実し、もつて国際観光の振興に寄与することを目的とする。
- 登録ホテル・旅館が定める料金及び宿泊約款については、消費者保護の観点から、施設の利用者に対して契約内容に関する情報をわかりやすく提供することでトラブルを未然に防止するため、玄関又はフロント及び客室に備え置き、又は掲示することにより行うこととされている。

○国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）（抄）

（料金及び宿泊約款）

第十一条 登録ホテル業を営む者は、宿泊料金その他国土交通省令で定める業務に関する料金及び宿泊約款を定め、実施前に、観光庁長官に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 登録ホテル業を営む者は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の料金及び宿泊約款を公示しなければならない。

○国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）（抄）

（料金）

第九条 （略）

2 （略）

3 法第十一条第三項の規定による料金の公示は、玄関又はフロントに第一項各号の料金を、客室に当該客室に係るこれらの料金を、それぞれ日本語及び外国語により記載して備え置き、又は掲示することにより行うものとする。

（宿泊約款）

第十条 （略）

2 法第十一条第三項の規定による宿泊約款の公示は、玄関又はフロント及び客室に当該約款を日本語及び外国語により記載して備え置き、又は掲示することにより行うものとする。

※登録旅館についても、準用規定（法第十八条第二項、規則第十八条）により同様の規制を受ける

2. 制度の概要及び現状

<料金及び宿泊約款に関する規制>

①届出義務（法第9条第1項）

- 実施前及び変更前に、観光庁長官に届出

②公示義務（同条第3項）

- 日本語及び外国語により記載
- 定められた場所において、備え置き又は掲示

○備付け・掲示を行う場所

<料金>（規則第9条）

玄関又はフロント：

- ・朝食及び夕食の料金を含まない宿泊料金
- ・朝食又は夕食の料金を含む宿泊料金を定めた場合における当該料金
- ・サービス料

客室：

- ・当該客室に係る上記の料金

<宿泊約款>（規則第10条）

玄関又はフロント及び客室

<制度の現状>

- 現状、大多数の登録ホテル・旅館においては、備え置き・掲示の手段として冊子、看板等を使用しているが、法令上、デジタル技術を活用した手段を用いることを排除しているわけではない。
- そのため、例えば客室に備え付けられているテレビ画面に料金及び宿泊約款を映す措置を講じている施設については、実務上、客室における公示を行っているものとして取扱っている。
- 一方、上記のような措置を講じるためには、料金及び宿泊約款を表示させるための設備及びシステムを導入する必要があるため、デジタル対応は一部施設での取組にとどまっている。

3. 現状のPHASE及びPHASEを進めるための課題について①

<現状のPHASEに関するあてはめ>

現在のPHASE番号：2-4①（デジタル原則に適合する手段を可とする）

（理由）

該当条文は、デジタル原則に適合する手段によることを明示的に認めないこととしているものではなく、また、すでに実運用上、デジタル原則に適合する手段が採られているため。

（実施例）（再掲）

一部の登録ホテルにおいて、客室に備え付けられているテレビ画面に料金及び宿泊約款を映し出すことが可能なシステムを導入している例が存在している。

○国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）（抄）（再掲）

（料金）

第九条（略）

2（略）

3 法第十一条第三項の規定による**料金の公示**は、玄関又はフロントに第一項各号の料金を、客室に当該客室に係るこれらの料金を、それぞれ日本語及び外国語により記載して**備え置き、又は掲示することにより行うものとする。**

（宿泊約款）

第十条（略）

2 法第十一条第三項の規定による**宿泊約款の公示**は、玄関又はフロント及び客室に当該約款を日本語及び外国語により記載して**備え置き、又は掲示することにより行うものとする。**

3. 現状のPHASE及びPHASEを進めるための課題について②

<PHASEを進めるための課題（論点）>

○ デジタル対応を実施するための事業者の負担

- 既にデジタル原則に適合する手段に対応している事業者は、現状一部にとどまっており、仮に本規制についてデジタル完結を必須（PHASE 3 への移行）とした場合、大多数の事業者において、新たに設備及びシステムを導入するための負担が生じる。

○ デジタルデバイスに対応できない利用者への対応

- デジタルデバイス環境がない利用者に関する対応が課題。



<PHASEの進め方の方針>

デジタルに対応していない施設や利用者についても法目的を担保することに留意しつつ、デジタル完結を基本とする制度改正を検討

(デジタルデバイスを利用した公示を原則としつつ、デジタルデバイス環境のない利用者への配慮や、デジタル対応していない施設における代替措置を規定することを想定)